

## 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（前売り応援宿泊券販売支援補助）申請要領

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経営に支障が生じている宿泊事業者を支援するため、県内宿泊事業者が前売り宿泊券の販売を行う場合に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年11月5日規則第71号。以下「規則」といいます。）及び観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（前売り応援宿泊券販売支援補助）交付要綱（令和2年5月12日。以下「要綱」といいます。）により、予算の範囲内で補助金を交付する観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（前売り応援宿泊券販売支援補助）（以下「当該補助金」といいます。）について次のとおり公募により、当該補助金の交付を行います。

### 1 補助事業者等

補助事業者等については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内 容
補助事業者	宿泊事業者で県内に所在し、かつ、前売り宿泊券を販売している又は前売り宿泊券を販売する計画がある者 ・ 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。
補助金の交付対象となる事業	前売り宿泊券販売
補助金の交付の対象となる経費	印刷費、デザイン費、広告費等
補助の額	<b>補助対象経費の合計額</b> <b>ただし1宿泊事業者につき上限額10万円</b>

### 2 提出期日（募集期間）等

当該補助金の交付申請、決定の期日等については次のとおりとします。

項目	内 容
要綱第11の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日（受付期間）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間 募集期間 <b>令和2年5月14日(木)～令和2年8月31日(月)午後5時※必着</b> <b>※受付期間中でも、交付決定額が予算額に達した場合は受付終了とします。</b></li> <li>2 受付時間 <b>午前9時から午後5時まで</b> <b>※正午～午後1時を除く。</b> <b>※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。</b></li> <li>3 受付場所 岩手県庁2階商工労働観光部観光・プロモーション室</li> <li>4 申請書の提出方法 持参又は郵送  <b>【持参の場合】</b></li> </ol>

	<p>※書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付します。形式審査には多少時間がかかりますことをご了承ください。</p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあります。</p> <p><b>【郵送の場合】</b></p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに申請書をお返しすることがあります。</p> <p>※受付期間前等、期間外に申請書を提出された場合は、受付せずに申請書をお返しします。</p>
交付決定等	<p><b>申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行います。</b>(申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で交付決定を行うものです。)</p> <p>※申請書受付順番が後順位の申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上補助金不交付となる場合があります。</p>
要綱第 11 の規定に基づく提出書類等（手続き書類）	<p><b>【補助金交付申請】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（前売り応援宿泊券販売支援補助）申請書（様式第 1 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第 2 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第 3 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 前売り宿泊券で販売する内容が分かる書類（発行予定の前売り宿泊券案、前売り宿泊券の広告案、増刷の場合は前売り宿泊券の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 会社定款の写し（申請者が個人事業者の場合は営業許可書の写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 直近の決算書写し（申請者が個人事業者の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類</p> <p><b>【補助金請求】</b></p> <p>「観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（前売り応援宿泊券販売支援補助）請求書（様式第 6 号）」及び「実績報告書（様式第 7 号）」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業実績書（様式第 2 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第 3 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 支払いを証する書面（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業成果物の写し（前売り宿泊券の写し、前売り宿泊券の広告の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類</p>
提出先	<p>住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1</p> <p>あて先：岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国際観光担当</p>

(問い合わせ)

**【受付時間】**

9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までを除く

※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く

**【問合わせ先】**

岩手県 商工労働観光部 観光・プロモーション室 国際観光担当（岩手県庁2階）

電話：019-629-5573

FAX：019-623-2001

e-mail:AE0006@pref.iwate.jp